

建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の見直しについて（お知らせ）

建設工事の適切な執行、下請業者へのしわ寄せ防止、品質確保などの観点から、国の取扱いに準じて最低制限価格及び調査基準価格の算定式の見直しを下記のとおり行います。

1 改正内容

（１）建設工事に係る最低制限価格制度の「最低制限価格」及び低入札価格調査制度の「調査基準価格」について、算定に使用する一般管理費等の算入率を「５５％」から「６８％」へ引き上げます。

（２）建設工事に係る最低制限価格制度の「最低制限価格」及び低入札価格調査制度の「調査基準価格」について、算定に使用する機器単体費の算入率を「９０．７％」から「９２％」へ引き上げます。

	工事等の種類	最低制限価格及び調査基準価格			
		見直し前		見直し後	
①	一般土木工事等 (②～④以外の工事等)	直接工事費	× 0.97	直接工事費	× 0.97
		共通仮設費	× 0.9	共通仮設費	× 0.9
		現場管理費	× 0.9	現場管理費	× 0.9
		一般管理費等	× 0.55	一般管理費等	× 0.68
		合計 × 1.1		合計 × 1.1	
②	機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等 (ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費	× 0.907	機器単体費	× 0.92
		直接工事費	× 0.97	直接工事費	× 0.97
		共通仮設費	× 0.9	共通仮設費	× 0.9
		現場管理費	× 0.9	現場管理費	× 0.9
		一般管理費等	× 0.55	一般管理費等	× 0.68
③	一般建築工事等 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等。ただし、④に該当する工事等を除く。)	(直接工事費×0.9)	× 0.97	(直接工事費×0.9)	× 0.97
		共通仮設費	× 0.9	共通仮設費	× 0.9
		(直接工事費×0.1+		(直接工事費×0.1+	
		現場管理費)	× 0.9	現場管理費)	× 0.9
		一般管理費等	× 0.55	一般管理費等	× 0.68
④	公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	(直接工事費×0.8)	× 0.97	(直接工事費×0.8)	× 0.97
		共通仮設費	× 0.9	共通仮設費	× 0.9
		(直接工事費×0.2+		(直接工事費×0.2+	
		現場管理費)	× 0.9	現場管理費)	× 0.9
		一般管理費等	× 0.55	一般管理費等	× 0.68

注1) 最低制限価格及び調査基準価格は、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額とします。

2 改正時期

令和４年７月１日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。